

平成19年10月25日

要 望 書

日本内航海運組合総連合会
会長 上 野 孝

1. 内航船員の安定的確保対策について行財政面からのご支援をお願いいたします。

- (1) 海技大学校、海上技術学校、海上技術短期大学校、航海訓練所等、内航船員にかかわる教育訓練機関については、今後ともその養成規模の維持拡大を図るとともに、多様な人材が内航船員となり得るよう教育制度の充実をお願いいたします。
- (2) 海技教育機構、航海訓練所につきましては、中小零細事業者が圧倒的多数を占める内航海運業界において、内航船員の教育、育成に大きな役割を果たしておりますことから、今後とも公的機関として存続するよう配慮をお願いいたします。
- (3) 海洋基本法の立法理念に則し、海洋国家日本の次代を担う若者に海洋・海運の重要性を理解させるため、小・中学校の社会科教育等において海洋・海運をテーマに組み入れる等の施策を講じていただくようお願いいたします。

2. 内航海運暫定措置事業を円滑かつ着実に実施するため、関係者のご理解と行政のご支援をお願いいたします。

3. 内航船舶が使用する燃料油高騰によるコストアップ分を運賃に反映できるようご理解とご協力をお願いいたします。

**4. 老朽船舶の代替建造の促進についてのご支援をお願いいたします。
(法定耐用年数を超える内航船が全船舶中55%)**

5. 内航海運存立の基盤であり、また、安全保障上も極めて重要なカボタージュ制度を堅持し、日本各港間の輸送は、日本船舶が行うという原則の厳守をお願いいたします。

6. 平成20年度税制改正重点要望について

(1) 内航船の用に供する燃料油に係る石油石炭税の減免または還付制度の創設をお願いいたします。

(2) 中小事業者が内航船を取得した場合の特別償却及び税額控除についての「中小企業投資促進税制」の期限延長をお願いいたします。